

生活福祉資金貸付制度について

厚生労働省
社会・援護局 地域福祉課

生活福祉資金貸付制度の位置づけ

- 生活福祉資金貸付制度は、「低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。」事業として位置づけ。(生活福祉資金貸付制度要綱：H2.8.14：厚生事務次官通知)
- 社会福祉法第2条第2項第7号において「第一種社会福祉事業」、「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」と規定(昭和26年社会事業法制定当時より規定)。
- 戦後激増した低所得世帯の自立更生のため、昭和30年に民生委員の指導・援助の一環として資金貸付を行う世帯更生資金貸付制度が創設される。その後、高齢者、身体障害者等に対象を拡大するとともに資金種類も拡充し、平成2年、在宅福祉推進の観点から、名称も生活福祉資金貸付に変更。平成19年度には、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設及び多重債務防止のための緊急小口資金の貸付限度額の引き上げを実施。
- 実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、市町村社会福祉協議会を借入窓口としている。

生活福祉資金の効果等

特 徴	具 体 的 内 容
<p>① 世帯の生活基盤の確保と生活保護受給に至らない又は生活保護からの脱却機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯が生活保護に至らないための支援として、民生委員による見守り発見と適切な援助指導を行うことにより経済的自立及び生活意欲の助長促進を図っている。 ○ 被保護者が更生資金の生業費を借り入れることで、事業を開始し生活保護から脱却すること等を可能としている。
<p>② 社会・経済問題に対しての機動的・即応的機能</p>	<p>以下のような問題に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カネミ油症患者に対する貸付の特例措置（昭和45年度） ・ スモン患者世帯に対する貸付の特例措置（昭和53年度） ・ 障害者自動車購入費の創設（平成元年） （消費税導入による自動車の物品税廃止に伴う負担増に伴う措置） ・ 阪神・淡路大震災により被災した世帯に対する貸付の特例措置（平成6年度） ・ 新潟中越地震により被災した世帯に対する貸付の特例措置（平成16年度） 等
<p>③ 地域生活継続の支援機能</p>	<p>民生委員による生活ニーズの把握とともに市町村社協の福祉専門職による各種ニーズに対応するべく生活に密着した生活支援機能を備えている。</p> <p>また、在宅福祉を推進する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス等を受けるのに必要な経費を貸付ける療養・介護等資金 ○ 障害者等が福祉用具等の購入に必要な経費を貸付ける障害者等福祉用具購入費等を設け在宅高齢者や障害者の需要にも応えている。

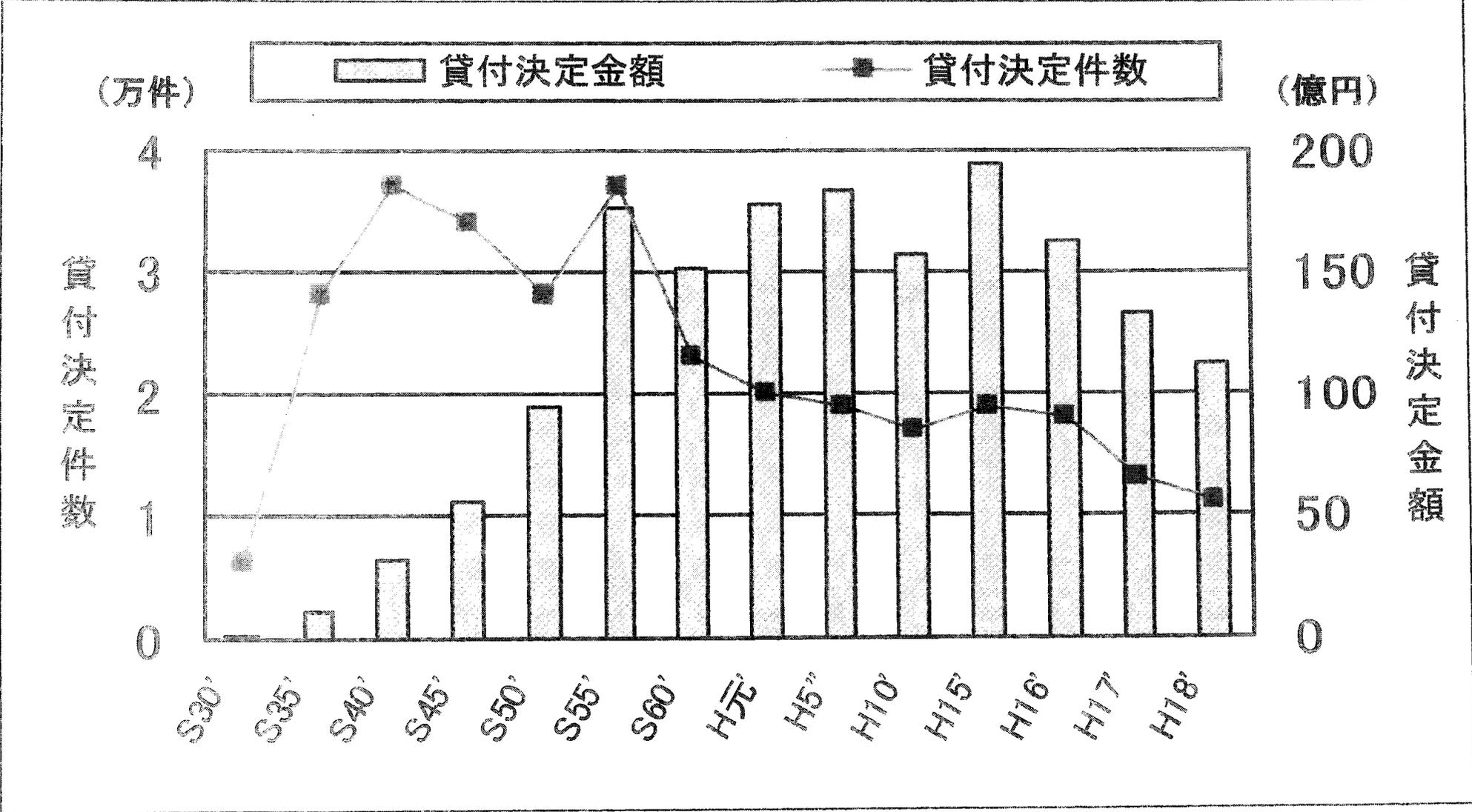
生活福祉資金の現状と課題

現 状 と 課 題

- 平成18年度における貸付状況は、貸付件数が11,034件、貸付金額は112.6億円となっているが、近年は漸減傾向にある。(P4, 5, 13参照)
- 漸減の要因としては、
 - (1) 貸付制度が民生委員の援助指導等の関与、連帯保証人を必要とする等の貸付条件の厳しさ、申請から貸付決定までの審査期間に時間を要すること等、消費者金融機関に比べ手続きが煩雑であること。(P11参照)
 - (2) 一方、市中における消費者金融が市民のニーズ(利便のみを追求した手軽な借金)に即時に対応しているため、本制度対象者である低所得者が消費者金融を利用し、当該資金の貸付手続きに至らないこと。(P14参照)
 - (3) その他、制度運用上、①滞納債権の増加により貸付審査基準を厳格に設けている、②他法他施策の優先を徹底している、③当該制度の活用を行っていない民生委員がいること等の要因が挙げられる。
- 都道府県別貸付件数にはばらつきがあり、低所得者対策として積極的に資金の活用を図っていないと考えられる県がある。近年、自治体の財政歳入不足に伴う対応策として、社会福祉協議会に対し当該貸付原資を返還させ、貸し渋りを招き、需要に対応しきれていない都道府県が見受けられる。(P15, 16参照)

貸付決定状況の推移

○ 制度創設当初、新たな資金種類の創設を重ね貸付決定件数が伸びていたが、昭和55年以降は漸減傾向で推移している。

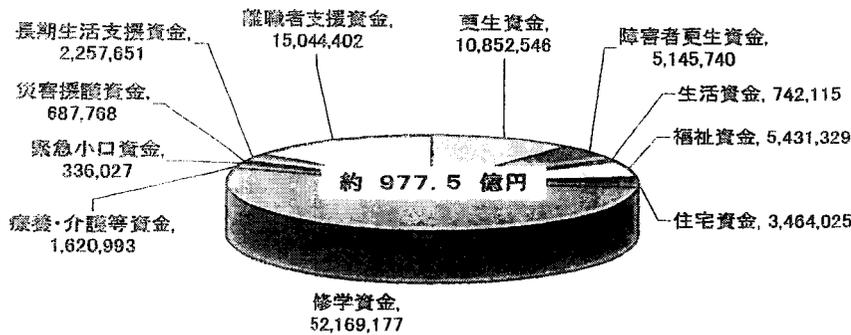


平成18年度末現在における貸付中状況(各資金種類別)

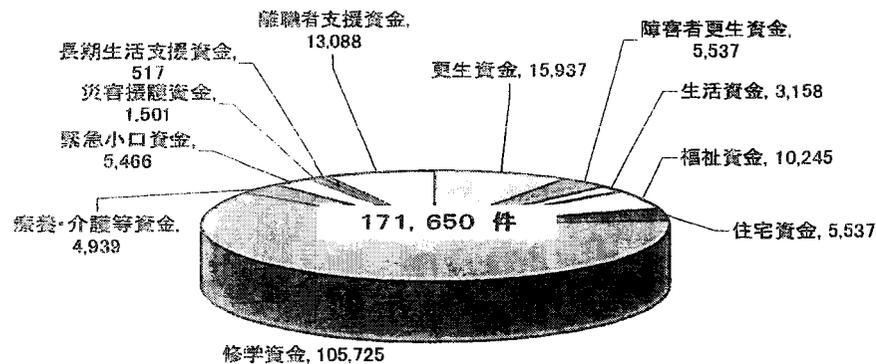
- 修学資金(無利子貸付)が、貸付中件数、金額とも全体の過半数を占めている。
- 貸付中件数が多い資金は、修学資金に続き、更生資金、離職者支援資金、福祉資金の順になっている。

地域福祉課調べ

平成19年3月31日現在 貸付中金額(単位:千円)



平成19年3月31日現在 貸付中件数(単位:件)



資金種類	平成19年3月31日現在 実績			
	(千円)	(割合: %)	(件)	(割合: %)
更生資金	10,852,546	11.1%	15,937	9.3%
障害者更生資金	5,145,740	5.3%	5,537	3.2%
生活資金	742,115	0.8%	3,158	1.8%
福祉資金	5,431,329	5.6%	10,245	6.0%
住宅資金	3,464,025	3.5%	5,537	3.2%
修学資金	52,169,177	53.4%	105,725	61.6%
療養・介護等資金	1,620,993	1.7%	4,939	2.9%
緊急小口資金	336,027	0.3%	5,466	3.2%
災害援護資金	687,768	0.7%	1,501	0.9%
長期生活支援資金	2,257,651	2.3%	517	0.3%
離職者支援資金	15,044,402	15.4%	13,088	7.6%
合計	97,751,774	100.0%	171,650	100.0%

生活福祉資金の今後の対応

今後の対応

利用の促進と貸倒れ抑制の両立

- 低所得者の資金需要を踏まえ、
 - (1) 地域社会の様々なニーズに応じ単なる貸付けではなく専門職による自立生活プラン策定を行う等、総合的相談支援機能を付加した貸付事業への転換
 - (2) 資金種類の新設又は簡素化、包括化利用手続きの簡便化
 - (3) 特に多重債務の予防・悪化の防止のため、事前相談や事後モニタリングの充実（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）等（多重債務問題改善プログラム：H19.4.20：多重債務者対策本部決定）をさらにおこなうとともに、制度内容を周知し、積極的な活用を促す必要がある。

- 低所得者の資金需要に的確に対応できるよう、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所等を含む関係機関の間で緊密な連携をとるとともに、都道府県に本事業の必要性について再認識を求め、積極的な事業支援を促す必要がある。

- 貸倒れ抑制を図る観点から、償還指導の徹底、償還を促進するための社会福祉協議会機能を充実し、確実な債権回収を行うとともに、償還免除の対象となる債権を処理する必要がある。

参 考 资 料

生活福祉資金の制度概要

【創設年度】

昭和30年度

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

- 低所得者世帯・・・・・・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- 障害者世帯・・・・・・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- 高齢者世帯・・・・・・・・日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯
- 失業者世帯・・・・・・・・生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

【貸付資金の種類】

更生資金（生業費、技能習得費）、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、緊急小口資金、要保護世帯向け長期生活支援資金（計9種類）

【貸付金利子】

年3%

- ①修学資金、療養・介護等資金は無利子
- ②長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

生活福祉資金貸付条件等一覧(1)

資金の種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
低所得世帯又は障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
更生資金	生業費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費	(低所得世帯) 2,800千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
		(障害者世帯) 4,600千円以内	18月以内 ※3	9年以内	
	技能習得費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	(低所得世帯) 1,100千円以内 ※1	6月以内	8年以内	
		(障害者世帯) 1,300千円以内 ※1			
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福祉資金	福祉費 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費(支度費) ・その他、低所得世帯が日常生活上一時的に必要な経費	500千円以内	6月以内 ※3	3年以内	年3%
	障害者等福祉用具購入費 ・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高価な福祉用具等の購入等に必要な経費	1,200千円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費 ・障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	2,000千円以内		10年以内	
	中国残留邦人等国民年金追納費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	4,704千円以内			
低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
修学資金	修学費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35千円以内 (高専)月60千円以内 (短大)月60千円以内 (大学)月65千円以内	卒業後 6月以内	20年以内	無利子
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500千円以内			

生活福祉資金貸付条件等一覧(2)

資金の種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
療養・介護等資金	療養費	1,700千円以内 ※2			
	介護等費				
緊急小口資金	・低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の盗難、紛失 ・火災等被災 ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	100千円以内	2月以内	4月以内 ※(50千円を超える貸付けにあっては、据置期間経過後8月以内)	年3%
災害援護資金	・低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金	1,500千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
離職者支援資金	・失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸し付ける資金	・月200千円以内 (単身世帯:月100千円以内) ・貸付期間:12月以内	12月以内	7年以内	年3%
長期生活支援資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月300千円以内 ・貸付期間:※4	—	借受人の死亡時など 貸付契約の終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか低い利率
要保護世帯向け 長期生活支援資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の 評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※4	—	借受人の死亡時など 貸付契約の終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか低い利率

※1 法令等において知識・技能を習得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150千円以内。

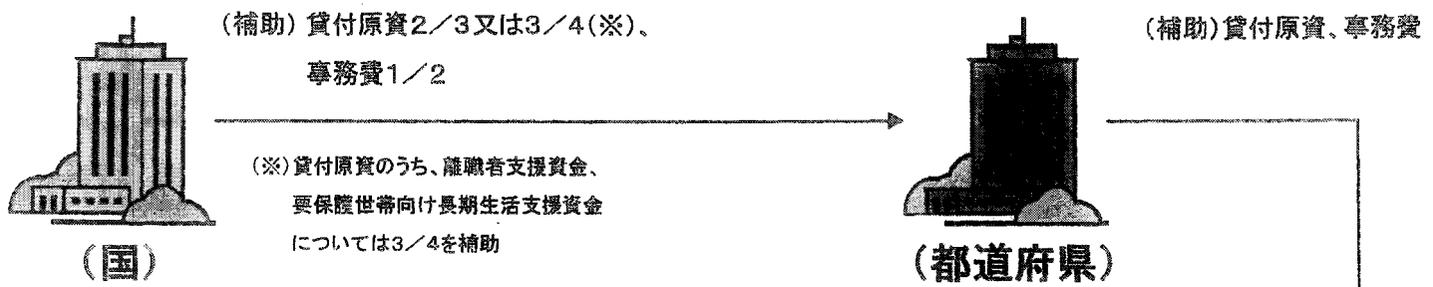
※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。

※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金及び災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

借入れ申込手続き等の流れ

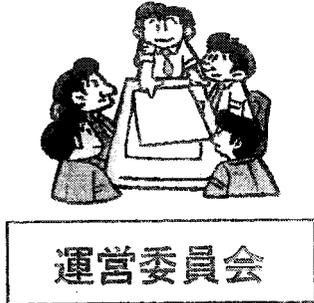
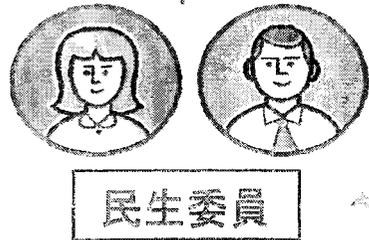
補助金の流れ



④市町村社会福祉協議会を経由して③で受理した書類を送付

市町村社会福祉協議会

都道府県社会福祉協議会



③送付(民生委員調査書を添付)

②調査

①申込(必要書類を提出)

⑥借用書提出

⑤貸付決定

⑦送金

A. 意見を聞く

B. 意見を付す

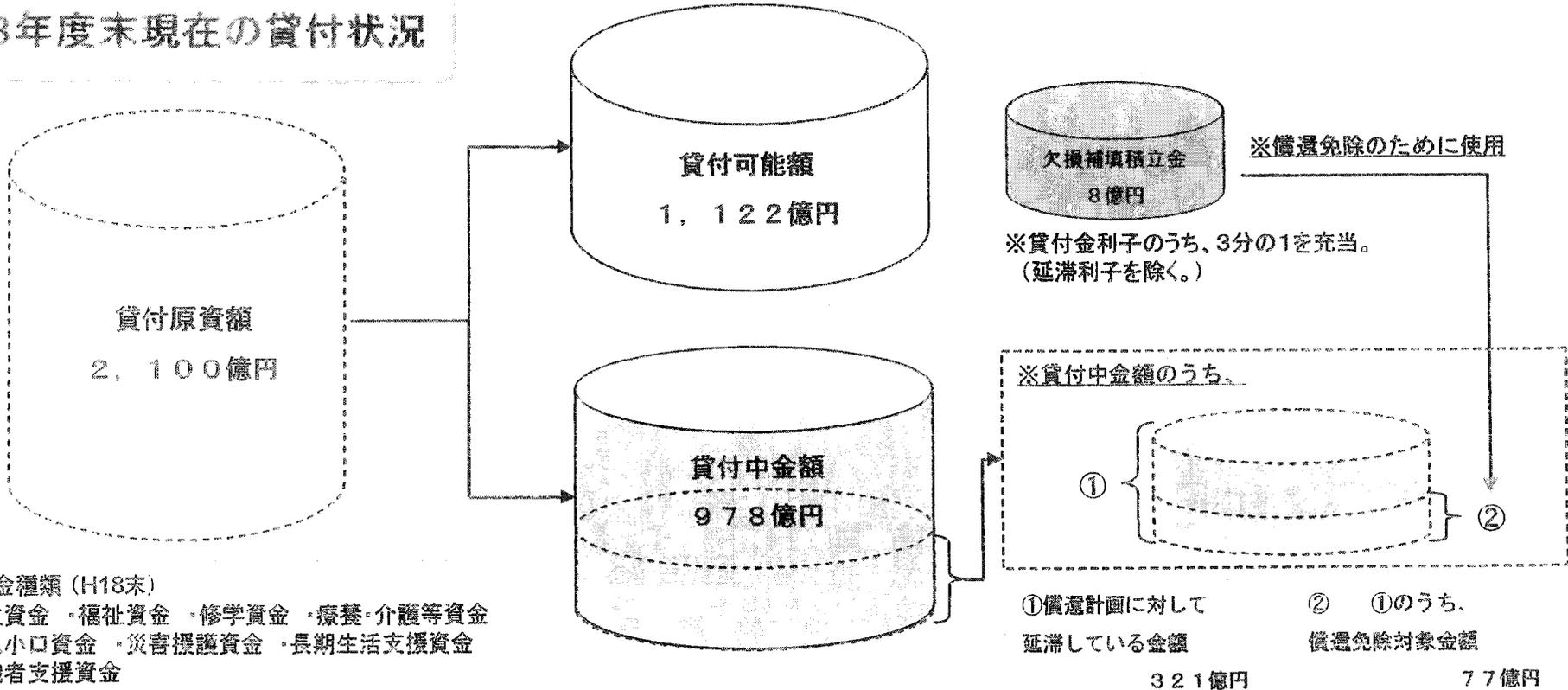
生活福祉資金の貸付状況平成18年度末現在

- 「貸付中金額」に対する「償還免除対象金額」の割合は約8%
- 平成18年度の「償還金収入」は「貸付金支出」を上回っており単年度では収支が安定している。

金額単位：億円

①貸付原資額 (平成18年度末)	②貸付中金額 (平成18年度末)	③貸付可能額 (平成18年度末)	④貸付金支出 (平成18年度中)	⑤償還金収入 (平成18年度中)	⑥貸付支出金額累積 (昭和30年～ 平成18年度末)	⑦償還計画に対して 延滞している金額 (平成18年度末)	⑧償還免除対象額 (平成18年度末)
2,100	978	1,122	96	100	5,150	321	77
						※⑥の6.2%	※⑦の内数

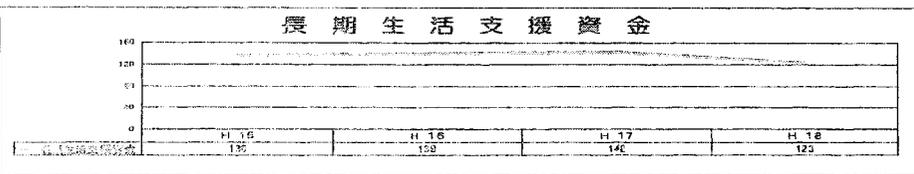
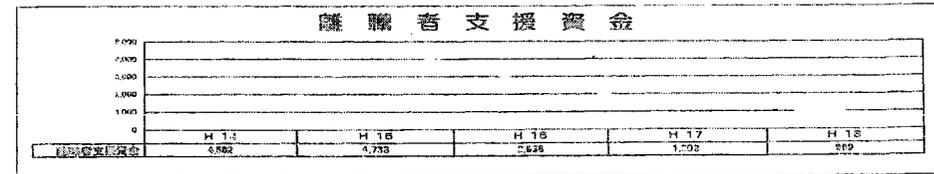
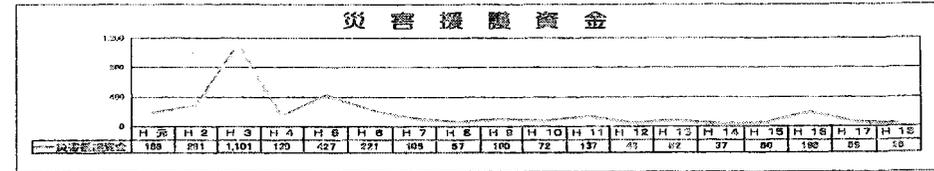
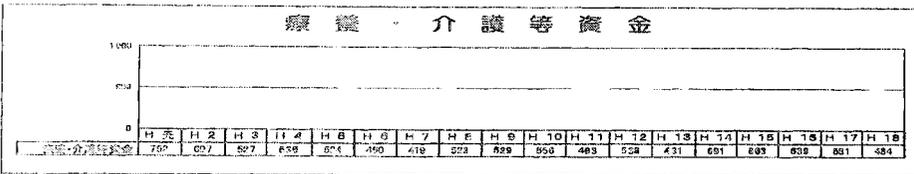
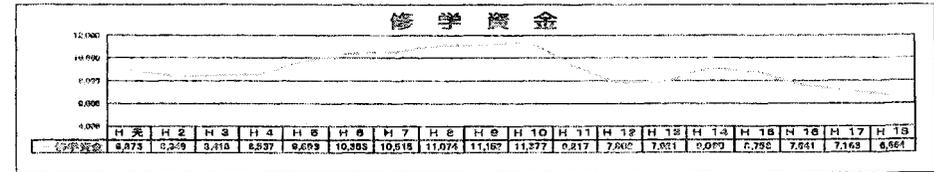
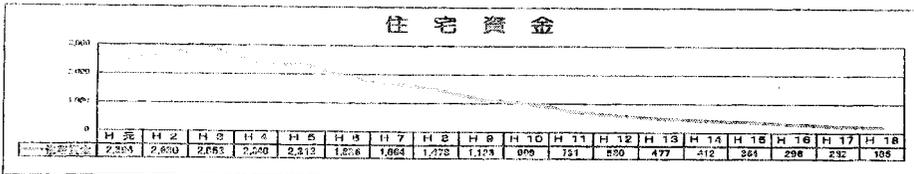
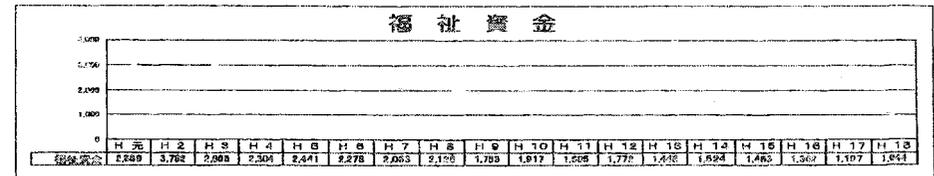
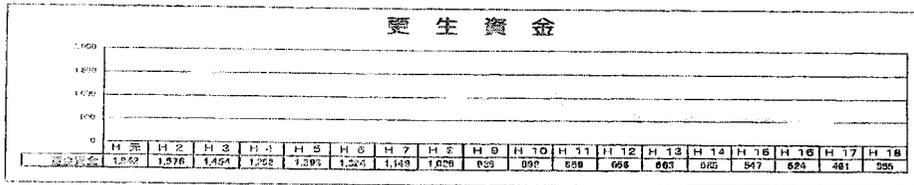
18年度末現在の貸付状況



- 各資金種類 (H18末)
- ・更生資金・福祉資金・修学資金・療養・介護等資金
 - ・緊急小口資金・災害援護資金・長期生活支援資金
 - ・離職者支援資金

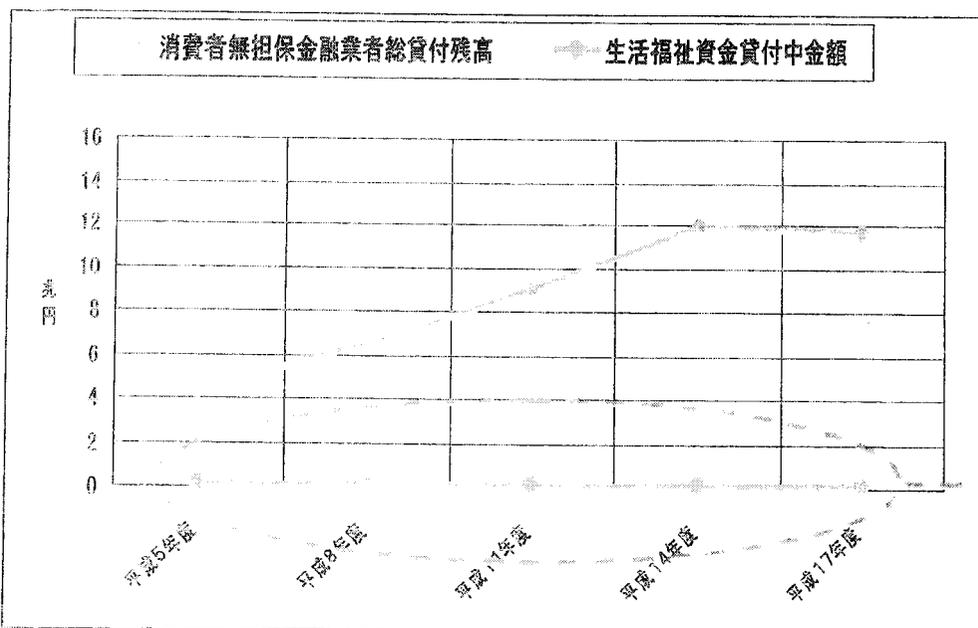
資金種類別貸付決定件数の推移

- 貸付件数の傾向としては、全体的に漸減傾向。
- 平成16年度に緊急小口資金の貸付決定件数が大幅に増加しているのは、新潟県中越地震による当該資金の特例措置を実施したため。
- 離職者支援資金の貸付決定件数の大幅減少の要因として考えられるものは、当該資金借受について各地で詐欺事件が発生したことに伴い貸付要件を見直したため。



※平成元年～平成18年の実績

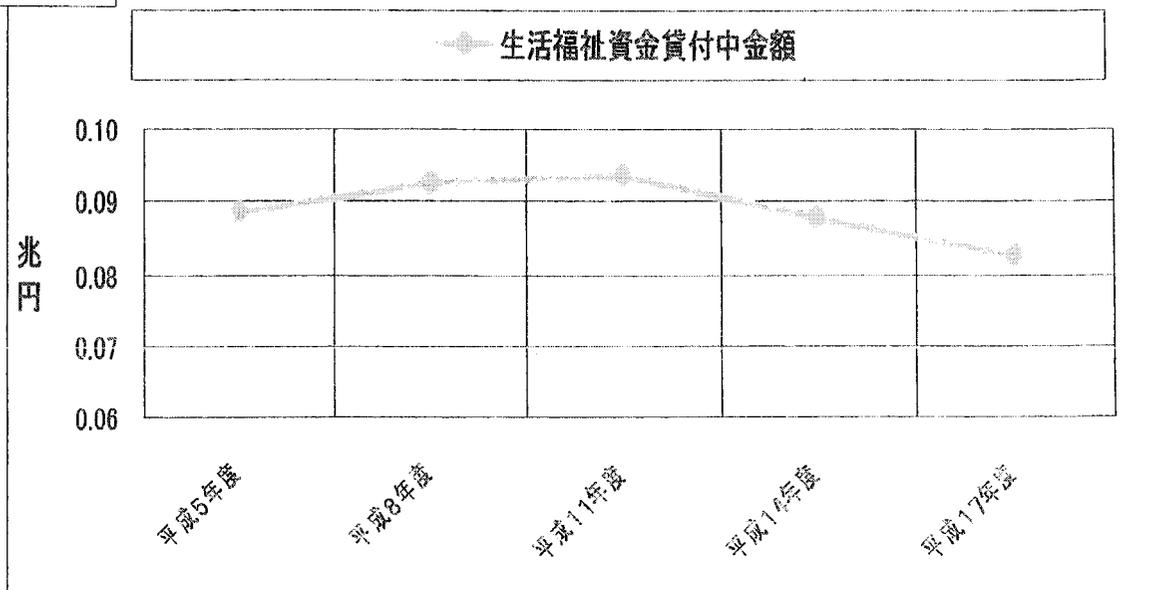
生活福祉資金貸付中金額と無担保金融業者総貸付残高の比較



○ 生活福祉資金貸付中金額の推移は、近年、漸減的な傾向が見られる。

○ 平成11年度から平成14年度にかけて消費者無担保金融業者総貸付残高は増加しているが、生活福祉資金貸付中金額は減少している。

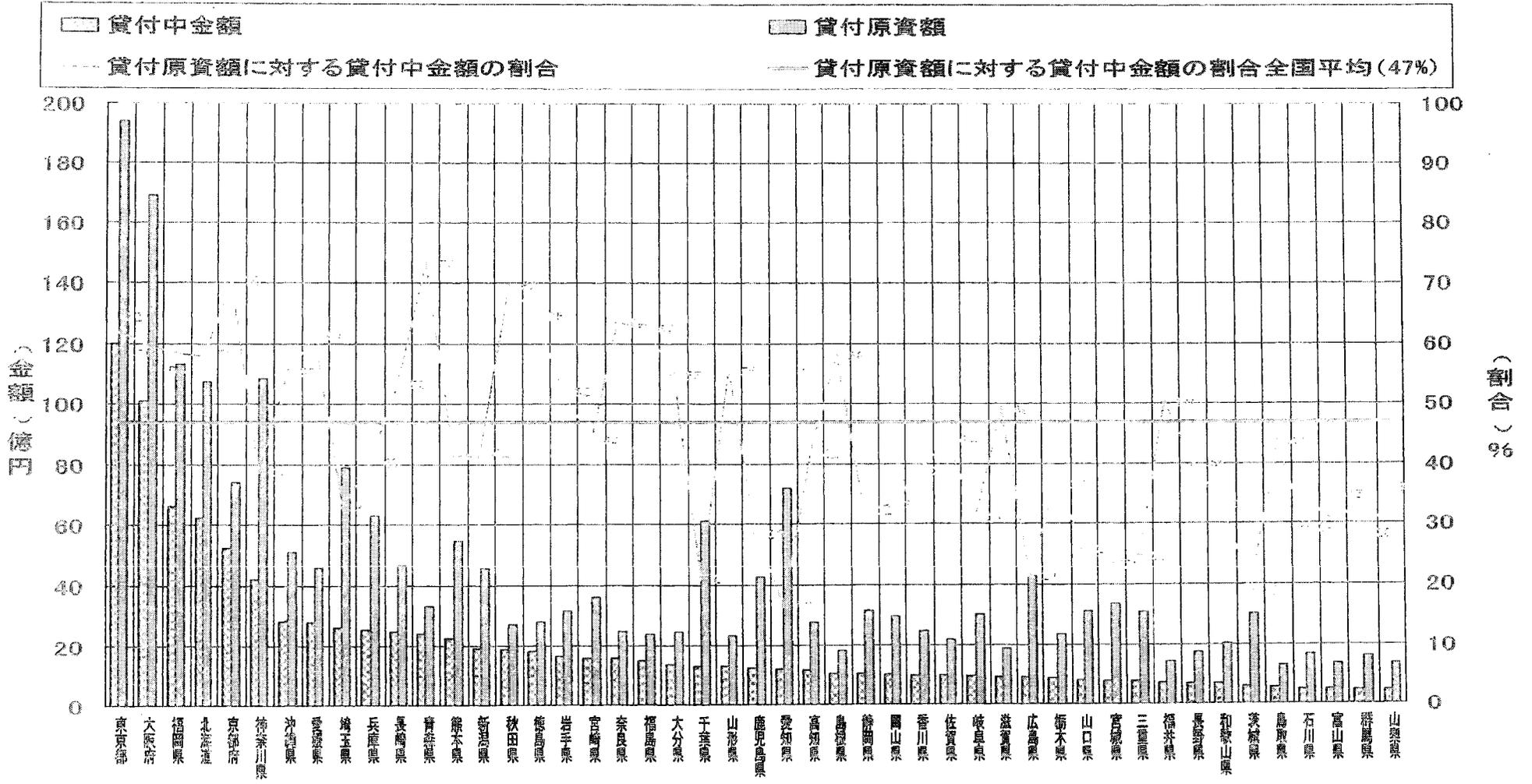
○ また、消費者無担保金融業者総貸付残高は生活福祉資金貸付中金額の規模を大きく上回っている。



※ 離職者支援資金及び長期生活支援資金の貸付中金額を除く。

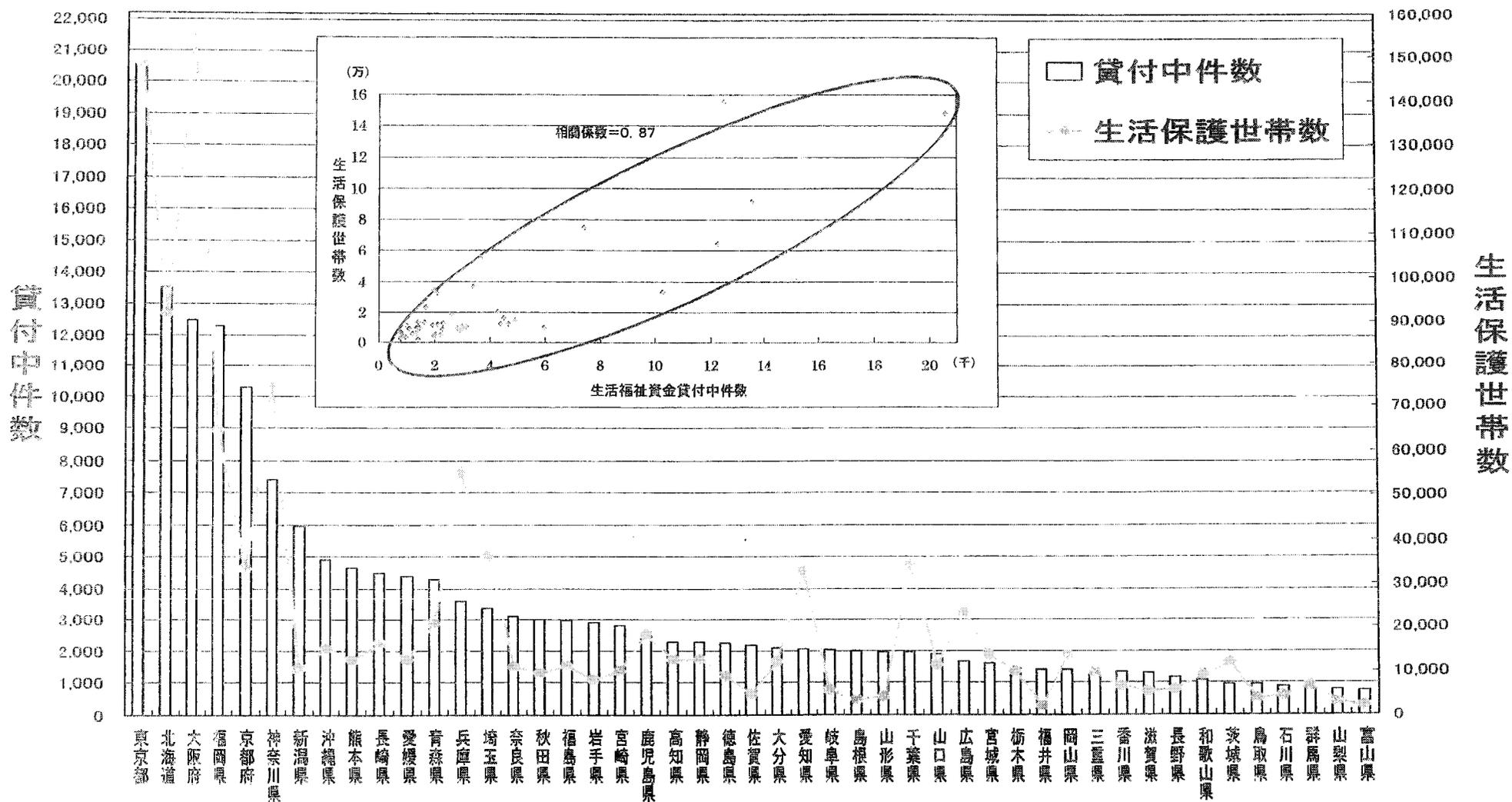
都道府県別貸付原資額及び貸付中金額の状況(平成18年度末)

- 貸付原資額に対する貸付中金額の割合が高い自治体... 1. 青森県(73%) 2. 京都府(70%) 3. 秋田県(69%) 4. 徳島県(65%) 5. 奈良県(64%)
- 貸付原資額に対する貸付中金額の割合が低い自治体... 1. 愛知県(17%) 2. 茨城県(19%) 3. 千葉県(21%) 4. 広島県(21%) 5. 宮城県(23%)



都道府県別 貸付中件数及び生活保護世帯数の相関(平成18年度末)

○ 生活保護世帯数が多い自治体は、概ね、生活福祉資金貸付中件数も多い。



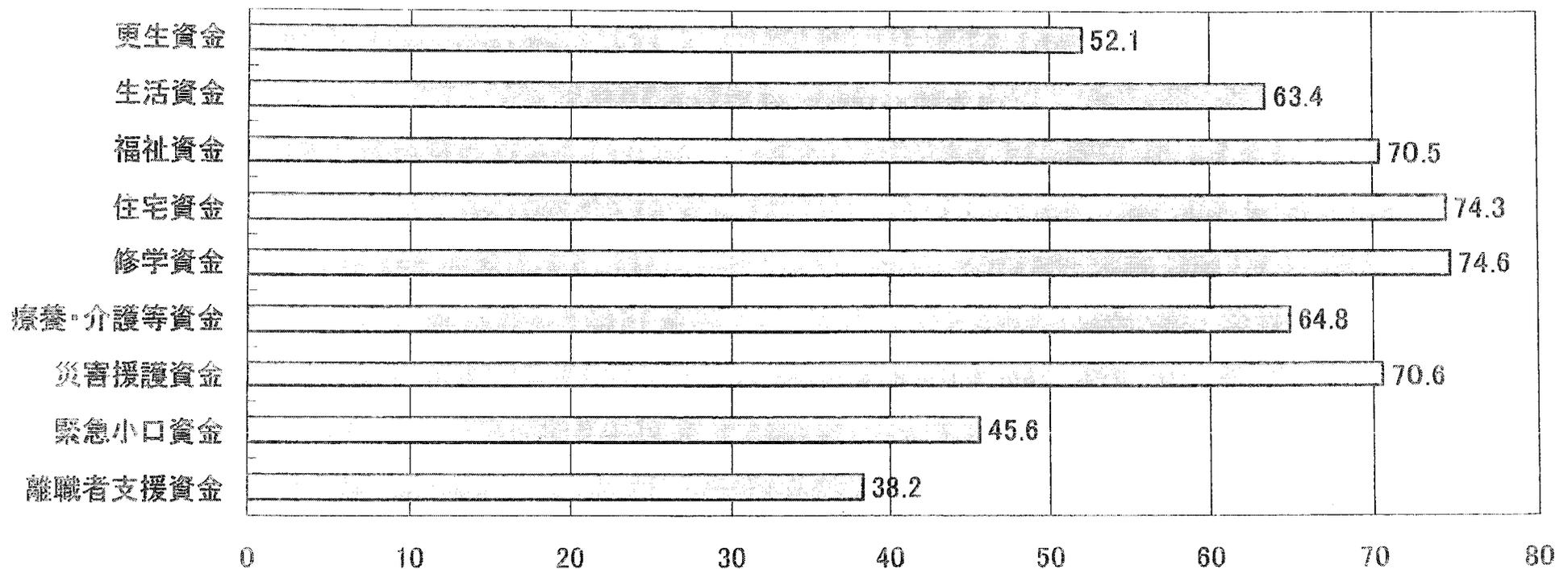
平成18年度における償還率(18年度償還計画額に対する償還済額の割合)

○ 平成18年度における償還率(償還計画額に対する償還済額の割合)は、約64%

※各資金別の償還率については以下のとおり。

平成18年度における各資金別の償還率(償還計画に対する償還済額の割合)

※全国社会福祉協議会調べ



※平成18年度償還計画額は約121億、そのうち償還済額は約77億円であるため、償還率は約64%

生活福祉資金の沿革(1)

昭和27年 (1952年)	<p>第7回全国民生委員・児童委員大会（滋賀県大津市）</p> <p>戦後激増した低所得者階層に対してその生活基盤を確保し、生活保護世帯へ至らないようにするため、適切な生活指導と必要な援助とを与える「世帯更生運動」を全国的な運動として展開する旨の「世帯更生運動実践申合決議」が採択される。</p>
昭和30年 (1955年)	<p>世帯更生資金貸付制度の誕生</p> <p>自立助長の貸付原資として1億円が計上され、創設当初は国と都道府県が、それぞれ2分の1ずつ負担して、都道府県社会福祉協議会に補助を行った。貸付の種類は、生業資金、支度資金、技能習得資金の3種類としていた。</p>
昭和32年 (1957年)	<p>生活資金の新設、医療費貸付制度の創設</p> <p>世帯更生資金貸付制度に生活資金（生活費、家屋補修費、助産費、葬祭費）が新設。また、同種の制度として、低所得者に対する医療費貸付制度が創設されたほか、従来の2分の1であった国庫補助率が医療費貸付制度と同様に3分の2まで引き上げられた。</p>
昭和36年 (1961年)	<p>身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金の創設等</p> <p>医療費貸付制度が、世帯更生資金貸付制度に統合され、資金種類も更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、生活資金に加えて、身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、療養資金の6種類となった。</p>
昭和37年 (1962年)	<p>災害援護資金の創設</p>
昭和47年 (1972年)	<p>福祉資金の創設</p> <p>従来の生活資金出産費、葬祭費、住宅資金転宅費を福祉資金に整理統合。</p>
平成元年 (1989年)	<p>福祉資金の中に身体障害者自動車購入費を追加</p>

生活福祉資金の沿革(2)

平成2年 (1990年)	<p>「世帯更生資金貸付制度」から「生活福祉資金貸付制度」へ名称変更</p> <p>在宅福祉を推進する観点にたつて日常生活上の要介護老人のいる世帯の所得制限の緩和、知的障害者世帯の所得制限の撤廃を行うとともに名称を変更。</p>
平成8年 (1996年)	<p>福祉資金の中に中国残留邦人等国民年金追納費を追加</p>
平成12年 (2000年)	<p>療養資金の対象者の拡大</p> <p>介護保険制度の施行に合わせ、介護保険サービスを受けるために必要な資金の貸付を行うよう、貸付対象を拡大した。療養資金は「療養・介護資金」に名称を変更。</p>
平成13年 (2001年)	<p>離職者支援資金の創設</p> <p>総合雇用対策の一環として失業者に対する離職者支援資金を貸し付ける制度を創設した。</p>
平成14年 (2002年)	<p>長期生活支援資金、緊急小口資金の創設</p> <p>低所得の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける長期生活支援資金、低所得世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応えることを目的とした緊急小口資金を創設した。</p>
平成18年 (2006年)	<p>療養・介護資金の対象者の拡大</p> <p>障害者自立支援法への対応を図るため、障害福祉サービス等受給のために必要な経費の貸付を行うよう貸付対象を拡大した。療養・介護資金は「療養・介護等資金」に名称を変更。</p>
平成19年 (2007年)	<p>要保護世帯向け長期生活支援資金の創設等</p> <p>要保護の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける要保護世帯向け長期生活支援資金を創設した。また、多重債務を未然に防ぐ観点から緊急小口資金の貸付上限額を5万円から10万円に引き上げ、住宅資金を福祉資金に統合した。</p>

生活福祉資金の現状と課題

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

地域福祉部 生活支援課 亀川義信

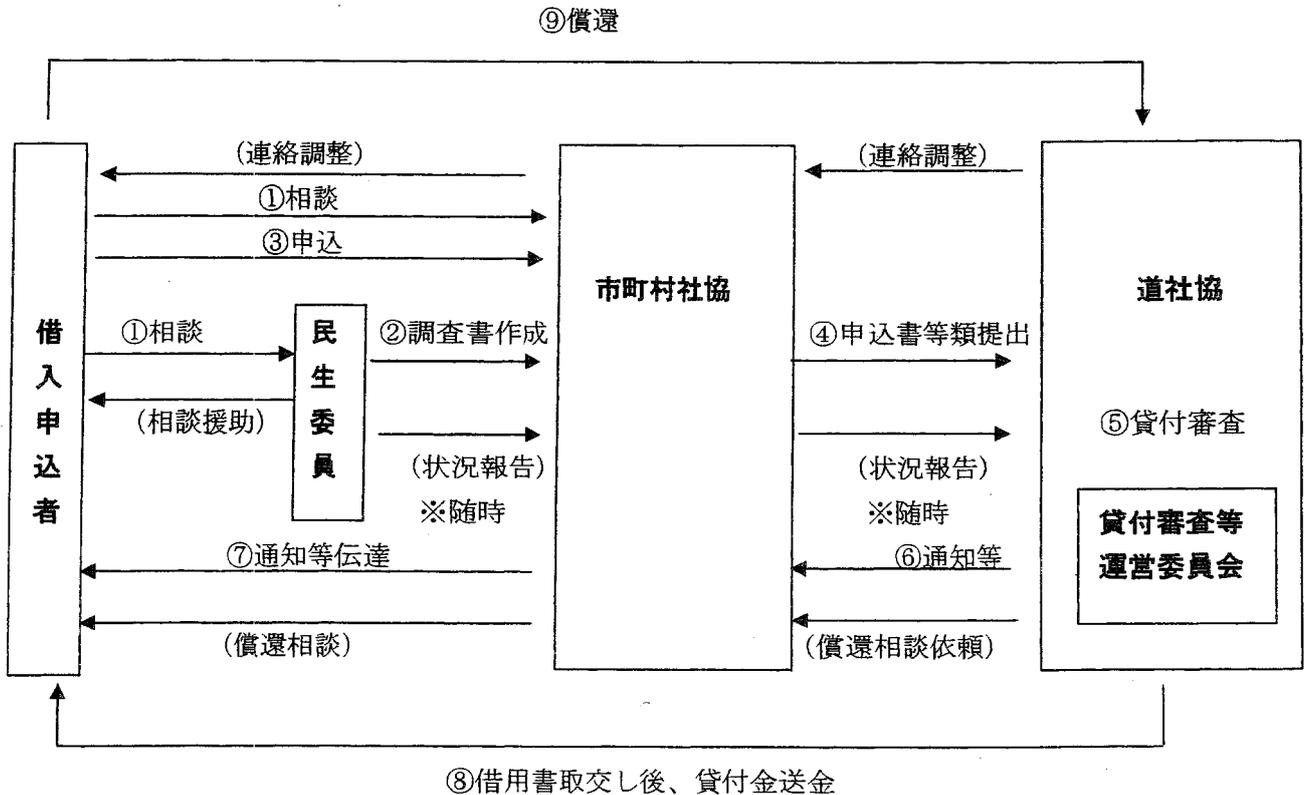
(1) 北海道における実施状況

北海道における生活福祉資金貸付事業は、北海道社協が実施主体となり、道内全市町村社協に事務の一部を委託し、民生委員による相談援助の連携協力を得て、全道的なネットワークのもと実施している。

①貸付状況

- ・平成 18 年度の貸付決定状況（新規貸付）は、生活福祉資金 735 件／598,466 千円、離職者支援資金 81 件／73,280 千円。
- ・平成 18 年度末の貸付中件数は、生活福祉資金 12,777 件／6,255,667 千円、離職者支援資金 722 件／757,784 千円、長期生活支援資金 17 件／212,479 千円（貸付決定額）。

②業務推進体制



・北海道社協（実施主体）：

貸付相談、貸付申込受付、貸付審査・決定、送金管理、償還相談、債権管理
 （貸付審査等運営委員会）：一部の貸付や、猶予・免除等について道社協会長に意見を述べる

・市町村社協：

貸付相談・申込み窓口、償還相談の一部を委託

・民生委員：

住民からの相談、申込に関する意見書の作成、利用者の生活状況確認への協力

③広報の方法

- ・資金のパンフレット（別添参照）を作成し、道社協及び市町村社協の窓口に設置。
- ・道社協ホームページに掲載。
- ・北海道庁の広報を利用し案内を行う。

(2) 生活福祉資金申込世帯の状況や貸付ニーズ

①借受申込世帯の状況とニーズ

- 生活福祉資金の利用者は「低所得者世帯」「障害者世帯」「高齢者世帯」である。
- 生活困窮等により、臨時的な資金需要に対応できず、生活福祉資金の利用に至っている。
 - ・もともと収入が少なく慢性的な困窮状態にある。
 - 年金収入のみ（高齢者世帯、障害者世帯）。
 - 病気や障害等により仕事につけず稼働収入が少ない。
 - 日払い・月払いでの雇用、または小規模な自営業のため、収入が不安定。
 - ・世帯の生計を維持する基盤に不安定要素が多い。
 - 世帯内に病気や障害の者がおり、看病や介護に追われる。安定した仕事もできない。
 - 様々な事情で家族が離散するなどして、世帯の対応力が弱い。
 - 勤務先の倒産や会社都合による解雇により失業。
 - 現金収入や貯金はないが、不動産を保有している（但し、一般の不動産担保融資の対象とはなりにくい）。
 - ・他のサービスや制度の利用対象外のため、臨時の支出増に対応困難。
 - 年齢的条件等により金融機関からの借入ができない。
 - 生活保護受給世帯であっても保護費の支給対象外の需要が発生。

例えば具体的には以下のような借入相談に資金貸付で対応している

- ・低所得で生活維持が精一杯で修学旅行費用が捻出できない・・・
 - 福祉資金福祉費で旅費を貸付し、一時断念した修学旅行が実現。
- ・障害のある長女の就職が内定したが、収入が少なく通勤に必要な自動車が購入できない・・・
 - 障害者自動車購入費用で自動車購入資金を貸付し、順調に会社勤務ができるようになった。
- ・住宅が雨漏りするので修繕したいが、高齢のため他の金融機関から借入できない・・・
 - 住宅資金を貸付し、工事完了。快適な生活が戻った。
- ・急な医療費の支払が発生したため、来月の給料日までの生活が出来ない・・・
 - 緊急小口資金にて生活費を貸し付け。一時的な生活困窮が回避できた。
- ・生活保護世帯の長男が、専門学校に合格したが、保護費では専門学校の学費が対象外・・・
 - 修学資金で、卒業までの学費を貸し付け。念願の専門学校に入学・就学することができた。
- ・会社都合で解雇され、ハローワークで求職活動中だが妻のパート収入だけでは生活出来ない・・・
 - 離職者支援資金で、生活費を貸し付け。次の就職先を得ることができた。

②具体的事例

事例1～8

(3) 課題

①利用者の自立を支援する制度趣旨の徹底

本制度は、住民の生活支援や世帯の自立のための制度であり、利用者の生活全体を捉えて相談に応じることが求められる。貸付相談はあくまで入口であるにとらえ、その背景にある生活困難の解消と自立支援に目を向け、必要に応じて社協内外の社会資源を調整して生活全体を支援する制度運営を行っていく視点が必要であり、市町村（福祉事務所）、地域包括支援センター、医療機関等の関係者ともこうした制度趣旨を共有することが重要である。

②貸付ニーズへの対応と適切な債権管理の両立

低所得世帯等の資金需要に対して貸付を行うことで、「自立支援・生活意欲の助長・在宅福祉・社会参加の促進」などの制度理念・目的の達成につながる。

一方、貸付が自立につながらず、債務のみが残るというケースも現実にはある。経済的に不安定で信用力の低い利用者に対する貸付であるがゆえに償還困難な状況も生じる。それを踏まえた上で、貸付ニーズへの積極的な対応をどのように進めるかが課題である。

③利用者にとってわかりやすい制度であること

本制度は、様々な福祉ニーズの変化に対応するものとして制度が改善され、時代とともに資金の種類も多様化し増えてきた。この結果、資金の内容自体が複雑化し、利用者にとってわかりにくくなっているのが現状である。資金の種類等簡素化できるものは簡素化し、誰もがわかりやすい制度としていくことが必要である。

～参考～

貸付申請／決定状況

- ・平成18年度／平成19年度上半期 生活福祉資金貸付申請並びに貸付決定状況→【別表1】
- ・平成18年度／平成19年度上半期 離職者支援資金貸付申請並びに貸付決定状況→【別表2】
- ・平成19年度上半期 長期生活支援資金・要保護世帯向け長期生活支援資金貸付申請並びに貸付決定状況→【別表3】

事例 1 <<生活福祉資金 福祉資金（福祉費）>>

「生活福祉資金を活用した年金保険料の追納により年金受給につなげたケース」

世帯構成：借受人（60代・女性）のみの単身世帯

生活状況：高齢で病弱のため無職であり、収入は生活保護費のみ。

貸付までの経過：年金保険料の納付金額が5ヵ月分不足しており、年金受給権が取得できない状況。年金を受給しても生活保護を受けずに生活できるまでの収入にはならないが、せつかく納めてきた年金が受給できるよう、生活福祉資金を利用して年金保険料の不足分を追納することにした。

貸付内容：納付金不足分として7万円を貸付。

貸付後の状況：不足分納入により月額4万円の年金受給が開始。受給した年金収入を償還財源として貸付金は完済。

*生活保護の収入認定において、生活福祉資金の償還中は収入から償還金を控除して認定される。

事例 2 <<生活福祉資金 福祉資金（障害者等福祉用具購入費）>>

「障害者世帯の生活環境改善をサポートしたケース」

世帯構成：借受人（80代）と妻の高齢者世帯。

生活状況：借受人夫婦は民宿を経営。年金収入と合わせて年間120万円程度の収入で生活。

貸付までの経過：1階を民宿・2階を住宅としていたが、借受人の右下肢機能障害が悪化し、介助なしでは2階への昇降が困難となった。介助する妻の負担も大きいため、自力で階段昇降ができるよう椅子式階段昇降機を取付けることにし、生活福祉資金の申込みとなった。

貸付内容：椅子式階段昇降機の購入費用として75万円を貸付。

*その他に、介護保険を利用して手すり等の取付けも併用。

貸付後の状況：・階段昇降機の設置により2階への移動が容易になり、妻の身体的負担が軽減。昇降機と手すりの設置により、以前より生活しやすい環境になったと思われる。

・今後の関わりとしては、要介護の高齢者世帯であることから、夫妻の健康状態や障害の進行状況にも気配りをしつつ、民生委員や地元社協による見守り活動を行っていく予定。

事例 3 《生活福祉資金 福祉資金（福祉費／住宅）》

「稼働収入のない世帯の老朽住宅の改修に活用したケース」

世帯構成：借受人（70代）と妻、長男（40代）の3人世帯

生活状況：借受人夫婦は高齢により無職。長男も精神障害により稼働困難なため無職。夫婦の老齢年金と長男の障害年金の他、生活保護費にて生活。

貸付までの経過：築30年となる自宅の老朽化が著しく、雨漏りがするため改修の必要があったが、生活保護の住宅維持費の対応枠を超えるため該当にならず、生活福祉資金を申請することにした。

貸付内容：屋根の張替工事費用として46万円を貸付。

貸付後の状況：貸付後、借受人から随時作業状況の報告があり、工事終了。年金収入を償還財源として、計画通り償還完済
*生活保護の収入認定において、生活福祉資金の償還中は収入から償還金を控除して認定される。

事例 4 《生活福祉資金 修学資金》

「自己破産による生計困難、多子世帯をサポートしたケース」

世帯構成：両親が自己破産し、6人の子どもを残し行方不明となったため、祖父母が養育している8人世帯。

生活状況：祖父母の年金収入では8人の生活はまかなえず、生活保護を受給。

貸付までの経過：精神的、経済的に厳しい状況下ではあったが、子どもたちの向上心、自立心は強く、高校さらに専修学校などへの進学を希望。未成年者への貸付にあたっては親権者の同意が必要だが不在のため、祖父を後見人とする手続をとったうえで、貸付を申請。

貸付内容：長女、長男、次女の高校修学費用を貸付。また、長女、長男は高校卒業後専修学校進学費用も貸付（再貸付）。

貸付後の状況：
・長女は福祉系専修学校を卒業し地元の福祉施設に就職。高校貸付分はすでに完済し、現在は専修学校分を償還しながら家計も援助。長男は専修学校、次女は高校に就学中。
・下に続く妹弟たちも修学資金の利用が予想される。償還期間を含め、本世帯への関わりは相当長期間となる。兄弟が協力して償還し、自立につながるよう、民生委員や地元社協による生活の見守りと支援を継続している。

事例 5 <生活福祉資金 療養・介護等資金（療養費）>

「病気療養による収入減に伴う生活苦への対応を図ったケース」

世帯構成：借受人（50代）と妻、子ども2人の4人世帯

生活状況：借受人の仕事の関係で、収入は日単位・月単位の出来高収入となるため、日々の生計はぎりぎり不安定。

貸付までの経過：借受人に突然右半身麻痺の症状が現れ、診断の結果、脳梗塞・未破裂胸動脈瘤で3ヶ月間の入院生活を余儀なくされた。幸い症状は軽く、仕事復帰は可能であるが、療養中の収入は途絶えてしまう。傷病手当を申請したが、受給までは3ヶ月を要するため、当座の医療費・生活費の捻出が困難となり、生活福祉資金の申込みとなった。

貸付内容：高額医療費融資制度の貸付対象外となる自己負担分と、傷病手当受給までの2ヶ月分の生活費を含めた58万円を貸付。

貸付後の状況：退院後、無事に職場復帰することができ、傷病手当も給付された。子どもの援助・協力もあり、順調に償還中。

事例 6 <生活福祉資金 療養・介護等資金（介護等費）>

「介護保険の一時的自己負担分を生活福祉資金で貸し付けて対応したケース」

世帯構成：借受人（60代）と妻の夫婦2人世帯

生活状況：借受人は腎臓機能障害のため無職。収入は老齢厚生年金のみ、妻も借受人の看病のため稼働できず、生活は苦しい状況。

貸付までの経過：借受人は腎臓機能障害が重く、ベッド上での安静期間が長期に渡り、四肢の廃用性筋萎縮が著しい状態。介護者である妻の精神的・身体的な負担が大きいため、借受人の日常生活の自立と介護負担軽減のために介護保険の給付サービスを利用し、トイレの改修や浴室の手すりの取付け等を行うこととなった。介護保険による住宅改修は償還払いのため、当面必要となる支払費用の捻出に苦慮し、生活福祉資金の申込みとなった。

貸付内容：改修費用16万6千円を貸付（介護保険の償還払い対象分）。

貸付後の状況：住宅改修後は妻の介護負担も軽減され、借受人も妻への負担感が大きかった入浴をほぼ自力で行えるようになった。償還は介護保険給付の償還払いにより予定どおり完済。

事例 7 《生活福祉資金 災害援護資金》

「災害で損壊した業務設備の購入を支援したケース」

世帯構成 : 借受人(50代)、妻、子ども2人の4人世帯

生活状況 : 夫婦での商店(自営)による収入が280万円

貸付までの経過 : 温泉地にて自営で商店を営んでいたが、平成12年3月の有珠山の噴火により商売に必要な冷蔵庫などの電気系統の設備がすべて壊れて使用不可能となった。噴火がおさまり営業を再開するため、破損設備の購入費用として生活福祉資金を申請。

貸付内容 : 業務用冷凍・冷蔵庫の購入費用として140万円を貸付。

貸付後の状況 : 設備を購入し事業を再開。しかし、なかなかすぐには観光客が温泉街に戻らず、旅館等からの受注が減ったため、訪問販売の方式も取り入れ顧客拡大に努めた。幸い、子どもは2人とも自立し生計に協力し、償還も遅れを生じながらも完了した。

事例 8 《離職者支援資金》

「母子関係制度が適用外となった世帯をサポートしたケース」

世帯構成 : 借受人(30代・女性)、子ども2人(小学生、中学生)の3人世帯。

生活状況 : 借受人は失業中のため、知人宅に母子で身を寄せている。生活費は、借受人の父親からの援助に頼っている状態。

貸付までの経過 : 借受人は以前スナックを経営していたが、子どもが精神的なことから体調を崩し、その看病のために廃業した。子どもが回復してきたので求職活動を行っているが、なかなか就職できない。知人宅に同居していることを理由に、児童扶養手当も母子寡婦福祉資金も対象外と判断された。そのため、当面の生活費に困り、申請に至る。

貸付内容 : 月額20万円×3ヶ月分、計60万円を貸付。

貸付後の状況 : ハローワークで求職活動を行ったり、知人に就労先の紹介依頼をするなど、努力しているが、当初の貸付期間内に就職先が決まらず貸付期間の延長申請となった。

【別表1】 平成18年度/19年度上半期 生活福祉資金申請並びに貸付決定状況

※平成18年度

区分 資金種別	申請状況		貸付決定状況		構成比		前年度貸付決定状況		比較増▲減	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数 (%)	金額 (%)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
更生資金	28	23,143	28	23,143	3.8	3.9	25	11,536	3	11,607
福祉資金	50	24,674	49	24,340	6.7	4.1	63	33,641	▲14	▲9,301
住宅資金	3	4,869	3	4,869	0.4	0.8	4	6,705	▲1	▲1,836
修学資金	628	540,880	628	540,880	85.4	90.4	602	490,999	26	49,881
療養・介護資金	9	1,708	9	1,708	1.2	0.3	15	6,007	▲6	▲4299
災害援護資金	2	2,840	2	2,840	0.3	0.5	0	0	2	2,840
緊急小口資金	16	686	16	686	2.2	0.1	14	603	2	83
合計	736	598,800	735	598,466	100.0	100.0	723	549,491	12	48,975

※平成19年度上半期

申請状況 (H19.9現在)		貸付決定状況 (H19.9現在)	
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
10	5,880	9	3,490
19	17,200	18	15,200
3	4,475	2	2,975
167	116,349	166	115,989
3	1,803	3	1,803
0	0	0	0
19	1,120	19	1,120
221	146,827	217	140,577

【別表2】 平成18年度/19年度上半期 離職者支援資金貸付申請並びに貸付決定状況

①平成18年度申請並びに貸付決定・増額決定状況

	申請状況		貸付決定状況	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
新規貸付決定状況	81	73,280	81	73,280
増額申請貸付決定状況	17	14,020	17	14,020
計	81	87,300	81	87,300

前年度貸付決定状況		比較増▲減	
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
93	88,256	▲ 12	▲ 14,976
5	3,350	12	10,670
93	91,606	▲ 12	▲ 4,306

平成19年度上半期申請並びに貸付決定・増額決定状況

申請状況 (H19.9現在)		貸付決定状況 (H19.9現在)	
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
38	34,210	38	33,130
2	1,200	2	1,200
38	35,410	38	34,330

②平成17年度貸付決定者増額申請並びに決定状況

	申請状況		貸付決定状況	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
17年度貸付決定分	9	7,100	9	7,100

前年度貸付決定状況		比較増▲減	
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
9	6,900	0	200

平成18年度貸付決定者増額申請並びに決定状況

申請状況		貸付決定状況	
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
8	6,900	8	6,900

※増額件数は述べ件数。
※合計欄には、増額件数は再掲せず。

【別表3】平成19年度上半期 長期生活支援資金・要保護世帯向け長期生活支援資金貸付申請並びに貸付決定状況

長期生活支援資金貸付決定状況 (H19.4~9 現在)

資金名	借入 申込	貸付決定		調整中 審査中	貸付決定累計 (H15~)	
	件数	件数	金額 (千円)		件数	金額 (千円)
長期生活支援資金	4	2	14,168	2	18	213,614
合計	4	2	14,168	2	18	213,614

要保護世帯向け長期生活支援資金 (H19.4~9 現在)

資金名	借入 申込	貸付決定		調整中 審査中	貸付決定累計 (H19~)	
	件数	件数	金額 (千円)		件数	金額 (千円)
要保護世帯向け 長期生活支援資金	14	3	17,556	11	3	17,556
合計	14	3	17,556	11	3	17,556

「長期生活支援資金」による高齢者の方への生活資金の貸付が始まります。

不動産を担保に
生活資金を
お貸しします。



「長期生活支援資金」は、居住用不動産をお持ちで、将来もそこに住み続けたい高齢者の方に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。

貸付対象

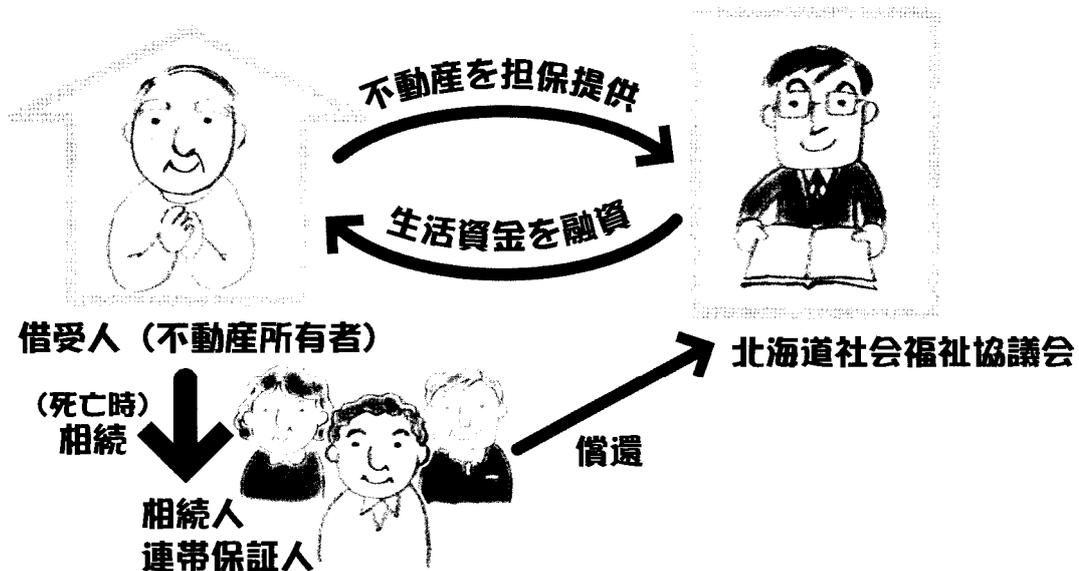
次の要件の全てに該当する場合に貸付が受けられます。

- ①借入申込者の居住している不動産が、借入申込者の単独所有、または同居の配偶者との共有であること。（共有の場合、配偶者は連帯借入申込者となります）
またその不動産に今後も居住する意志のあること。
※建物のみ所有（土地は借地）の場合や、マンションについては、貸付対象となりません。
- ②借入申込者の居住している不動産に担保権（抵当権・利用権等）が設定されていないこと。また、土地の評価額が一定の基準額を越えること。
（土地の評価は北海道社会福祉協議会の委嘱する不動産鑑定士が行います）
- ③原則として65歳以上の世帯で、借入申込者に配偶者と親（配偶者の親を含む）以外の同居人がいないこと。
- ④借入申込者の世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
（市町村民税のうち、均等割のみ課税されている場合も貸付対象となります）

貸付の仕組み

借受人と北海道社会福祉協議会との貸付契約

- ◆不動産を担保として、北海道社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
★担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」及び「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- ◆借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
- ◆借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金及び利子を償還します。
★償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。



貸付内容

- ◆貸付月額：30万円以内。
- ◆貸付限度額：土地評価額の70%まで。
- ◆貸付金の利率：年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのうちいずれか低い方で、毎年4月1日に北海道社会福祉協議会会長が定めます。
- ◆貸付期間：貸付元利金が貸付限度額に達するまで。
★貸付元利金が貸付限度額に達した場合は、生活資金の貸付は停止されますが、その後契約の終了まで担保不動産に居住し続けることができます。
- ◆契約の終了：借受人の死亡したとき。
★借受人が死亡した後も、同居していた配偶者が同不動産への居住を希望する時は、配偶者は貸付契約の承継を申し出ることができます。

お問い合わせ先

お住まいの市町村の社会福祉協議会
または北海道社会福祉協議会

☎011-241-3976

要保護世帯向け 長期生活支援資金

～ 貸付のご案内 ～

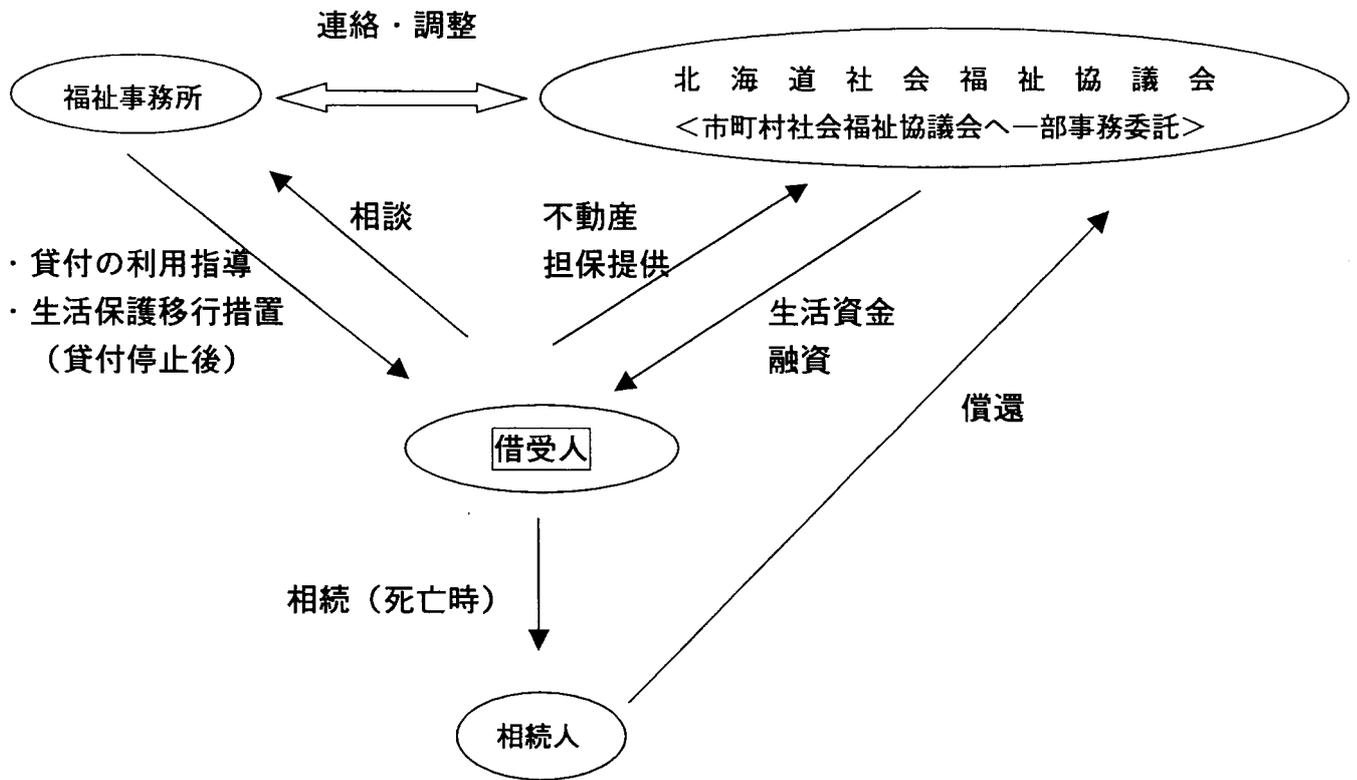
「要保護世帯向け長期生活支援資金」は、生活保護が必要であると福祉事務所が認めた高齢者の方で、一定の居住用不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。

◆貸付対象 <次の要件の全てに該当する場合に貸付が受けられます>

- ①借入申込者の世帯が、この資金を利用しなければ、生活保護を受けなければならない世帯であると福祉事務所が認めた世帯であること。<現生活保護受給者も含まれます>
(福祉事務所が生活保護受給の要否及び貸付対象世帯該当性を判断し、該当する場合に福祉事務所が貸付の利用を指導します)
- ②借入申込者の居住している不動産が、借入申込者の単独所有、または同居の配偶者との共有であること。(共有の場合、配偶者は連帯借入申込者となります)
また、不動産の評価額が概ね500万円以上であること。
(土地の評価は北海道社会福祉協議会の委嘱する不動産鑑定士が行います)
- ③借入申込者の居住している不動産に利用権(賃借権等)及び担保権(抵当権等)が設定されていないこと。
- ④原則として、借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上であること。

◆貸付の仕組み<借受人と北海道社会福祉協議会の貸付契約>

- ◇不動産を担保として、北海道社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
☆担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- ◇融資は貸付金及び利子が貸付限度額(不動産評価額の7割 集合住宅の場合は5割)に達するまで、一定額を毎月受けられます。
- ◇貸付金及び利子が貸付限度額に達し、融資が停止した後は、生活保護に移行します。
- ◇借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金及び利子を償還します。
☆償還は、相続人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。



◆貸付内容

◇貸付月額：福祉事務所が定めた貸付基本額以内。

☆臨時に貸付金の増額が必要な場合は、福祉事務所に相談し、福祉事務所が発行する意見書を添えて申請することができます。

◇貸付限度額：建物及び土地評価額の7割（集合住宅の場合は5割）まで。

◇貸付金の利率：年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方で、毎年4月1日に北海道社会福祉協議会会長が定めます。

◇貸付期間：貸付金及び利子の合計が貸付限度額に達するまで。

☆貸付金及び利子の合計が貸付限度額に達した場合は、生活資金の貸付は停止され、生活保護に移行することとなりますが、その後契約の終了まで担保不動産に居住し続けることができます。

◇契約の終了：借受人の死亡したとき等。

☆借受人が死亡したときに、同居していた配偶者が借受人死亡後も同不動産への居住を希望する時は、配偶者は貸付契約の承継を申し出ることができます。

◆お問合せ先

① _____ (福祉事務所) 電話 _____

② _____ 社会福祉協議会 電話 _____

③北海道社会福祉協議会 電話 011-241-3976

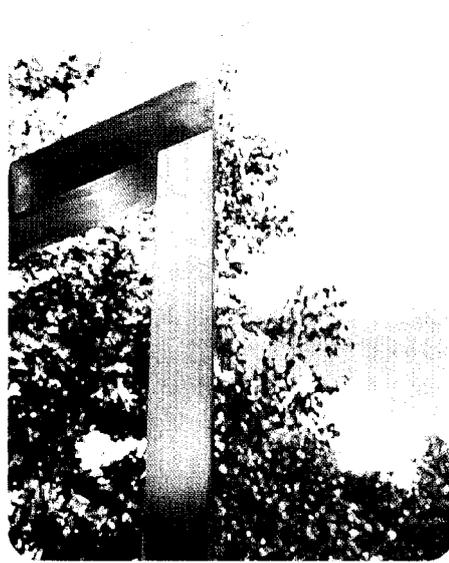
離職者支援資金

失業により、生計の維持が困難となった世帯へ——ご存じですか？

求職活動をがんばる間の

生活資金を

お貸しします



離職者支援資金の概要

貸付対象

次の要件の全てに該当する場合に貸付けが受けられます。

①生計中心者の失業によって生計の維持が困難となった世帯であること

失業前において生計中心者が家計を支えていた実績が必要です。また、多額の預貯金を保有していないことなどが要件となります。

②生計中心者が就労することが可能な状態で、目標を立てて求職活動を行っていること

健康な状態で新たに仕事に就くための努力をしていることが要件となります。

③生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること

生計中心者が就労してもその収入では生計が維持できない場合やあまりにも多額の負債を抱えている場合は貸付対象とはなりません。

④生計中心者が離職の日から2年（特別の場合は3年）を超えていないこと

「特別の場合」とは、就労のための技能習得を行っている場合です。

⑤生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと

受給終了後または給付対象外であることが要件となります。給付制限期間中は貸付対象とはなりません。

貸付内容

●貸付月額 20万円（単身世帯は10万円）以内

●貸付期間 12カ月以内

●貸付総額 240万円（単身世帯は120万円）以内

●貸付金の償還

貸付期間終了後、最長で12カ月間を据置期間（無利子）とすることができます。

据置期間経過後、7年以内で償還をしていただきます。

●貸付の利率 年3%

●連帯保証人 原則として1名

※貸付総額が120万円を超える場合、連帯保証人が①住民税課税者、②不動産所有者 のいずれにも該当しないときは、連帯保証人は2名必要です。

貸付条件

貸付月額	貸付期間	貸付総額
20万円以内 ※単身世帯は10万円以内	12ヵ月以内	240万円（20万円×12ヵ月）以内 ※単身世帯は120万円（10万円×12ヵ月）以内

☆上記の金額・期間は上限を示したものです。実際の貸付に当たっては、就職の目標を立て、それに必要な最低限の金額・期間を上限の範囲内で決定し貸付します（一律に上限額を貸付するものではありません）。

据置期間	償還期間	利子
貸付期間終了後12ヵ月以内 ☆据置期間中は利子が発生しません	据置期間終了後7年以内（月賦返済）	年利3%

連帯保証人の条件

☆離職者支援資金の貸付には、以下の条件を満たす連帯保証人が1名以上必要です。

- ①借入申込者と別世帯・別生計であること
- ②原則として、借入申込者と同一市町村に居住していること
（やむを得ない場合は、道内他市町村居住者であれば可とします。道外居住者を連帯保証人としていた場合は借入申込時に別途ご相談下さい）
- ③償還期限時に70歳に達しないこと

☆貸付総額が120万円を超える場合、2名の連帯保証人が必要です。

ただし、連帯保証人が「住民税が課税されている」或いは「不動産を所有している」場合は、1名でも貸付が可能です。

申込窓口

☆お住まいの市町村の「社会福祉協議会」が窓口となります。

必要書類

借入申込者は、下欄の「事項」ごとにその右に示すいずれかの書類をそろえて申込時に提出してください。（同じ書類が重複する場合は1部で結構です）

なお、添付する書類をお持ちでない場合は、市町村社会福祉協議会に相談してください。

対象	事項	必要添付書類（下記のいずれか）
借入申込者に関する書類	① 世帯の状況が明らかになる書類	住民票（世帯全員分・発行されてから3ヵ月以内のもの）
	② 失業前に収入があったことが明らかになる書類	源泉徴収票、所得税の確定申告書、雇用保険受給資格者証などの（写）
	③ 失業した時期が明らかになる書類	離職票、雇用保険受給資格者証、健康保険任意継続被保険者証などの（写） 適用事業所全喪届、個人事業の廃業届（写） 退職辞令（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明
	④ 技能習得中の場合の書類	技能習得等を証する書類（写）
	⑤ 現在の求職状況が明らかになる書類	ハローワークカード（写）、雇用保険受給資格者証（写）
	⑥ 雇用保険一般被保険者の求職者給付の受給資格が明らかになる書類	雇用保険受給資格者証（写）
連帯保証人に関する書類	⑦ 本人が確認出来る書類	運転免許証（写）、健康保険証（写）、住民票、住民税課税証明書、固定資産税課税証明書、不動産登記簿謄本
	⑧ 資力が明らかになる書類 （借入予定総額が120万円を超え、連帯保証人を1名とする場合）	住民税課税証明書、固定資産税課税証明書、不動産登記簿謄本

生活福祉資金

貸付のごあんない

社会福祉法人
北海道社会福祉協議会



ご相談は、あなたのまちの社会福祉協議会へ



●生活福祉資金貸付制度とは…

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づいたものです。他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、市町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。様々な用途に応じた貸付資金があります。

●ご利用いただける方

●低所得世帯／世帯の収入が一定基準以下の方。

貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
6人世帯	660万円程度まで
7人世帯	720万円程度まで
8人世帯	780万円程度まで
以下一人当り加算額	60万円

世帯収入は、世帯主及び配偶者のみの収入合計とし、勤労者世帯は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業世帯は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。

- 障害者世帯
身体障害者世帯／身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯。
知的障害者世帯／療育手帳の交付を受けた方の属する世帯。
精神障害者世帯／精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。

●高齢者世帯／65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯。

●連帯保証人が必要です

原則として連帯保証人が1名必要です。
[借受人と連帯して債務を負担していただきますので、日頃から熱心に相談・援助してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方(75歳以上の方、非課税世帯の方など)、すでに生活福祉資金または離職者支援資金を利用している方は連帯保証人になれません。]

- ☆次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。
- ①更生資金技能習得費、福祉資金福祉費(技能習得の支度にかかるもの)、修学資金の申込みで、資金使用者が申込者、世帯主が連帯借入申込者となる場合。
 - ②高齢者世帯の申込みで、別世帯の子ども等が連帯借入申込者となる場合。
 - ③緊急小口資金の場合。

●返済方法等は…

- 返済は元金・利子均等の口座振替による月賦返済で、ゆうちょ銀行・北海道銀行・北洋銀行のみご利用できます(第1次産業従事者の方は、年賦・半年賦による返済も可能です)。
- 約束された期間に返済できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年10.75%)が日割りで加算されます。

●民生委員の援助活動

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、申込み時から貸付・返済中において、民生委員の相談援助活動を受けていただきます。

●申込み方法

申込みにつきましては、掲載している内容以外にも条件がありますので、お住まいの地区の民生委員または窓口である市区町村社会福祉協議会にご相談下さい。

●貸付資金の種類

1-1 更生資金 生業費

対象：低所得世帯
障害者世帯

新規開業、あるいは現在営んでいる事業の拡張や継続に必要な資金。

(例)
●店舗の賃借における保証金、敷金
●設備や機械、器具の購入資金
●店舗の補修や改築資金
●商品及び原材料の仕入れ資金



1-2 更生資金 技能習得費

対象：低所得世帯
障害者世帯

就業に必要な知識・技能を習得するために要する経費および技能習得中の生計を維持するために必要な経費。

(例)
●運転免許の取得経費
●各種学校等の授業料、教科書代、通学費用
●家賃、光熱費、食費



2-1 福祉資金 福祉費

対象：低所得世帯
障害者世帯
高齢者世帯

(例)
●結婚、出産、葬儀に際し必要な経費
●転宅にかかる費用
●住宅の増改築・補修・保全のために必要な費用、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な費用
●就職または技能習得に必要な支度をする費用
●日常生活の一時的な出費(灯油の一括購入、修学旅行費用、年金の掛け金等)

2-2 福祉資金 障害者等福祉用具購入費

対象：障害者世帯
高齢者世帯

障害者・高齢者が日常生活の便宜を図るための高価な福祉機器等の購入に、特に必要な経費。

(機器の例)
●電動式ギャジベッド
●盲人用ワープロ
●油圧リフト
●文字放送用テレビ
●補聴器

2-3 福祉資金 障害者自動車購入費

対象：障害者世帯

身体障害者・知的障害者・精神障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車購入費用。

(例)
●社会参加に使用する自動車の購入
●通院用の自動車の購入



2-4 福祉資金 中国残留邦人等国民年金追納費

対象：低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかであって、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第2条に基づき保険料の追納を行うことができる世帯

3 修学資金 修学費・就学支度費

対象：低所得世帯

学校教育法に定める学校(高校・高専・短大・専修学校・大学)の入学・修学に必要な経費。(※専修学校は、対象校・学科等について別途定めあり)

(例)
●修学費－授業料等、通学定期代
●就学支度費－入学金、制服・鞆・靴・教科書等の購入費用



4 療養・介護等資金

対象：低所得世帯
障害者世帯
高齢者世帯

(1)療養費
世帯主や家族が入院したり、治療を受けている場合の治療費および療養中の生活費(※生活保護受給世帯は貸付対象外)

(2)介護等費
一時的に不足している介護保険料・介護保険サービス利用料、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等受給に要する経費、及び両サービス受給期間中の生活費



※上記貸付の他、失業中の方への生活費の貸付(離職者支援資金)や、不動産を担保とした高齢者の方への生活費の貸付(長期生活支援資金)があります。詳しくはお住まいの地区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

5 災害援護資金

対象：低所得世帯

災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費。

(例)
●住宅の復旧及び家財の購入、主たる生計手段である田畑・工場・倉庫等の復旧費用

[注]
●「災害弔慰金の支給に関する法律」の適用とならない小規模な災害および自然災害以外の火災等が対象となります。
●災害援護資金の貸付限度額以上必要な場合は、住宅資金と重複して利用できません。

6 緊急小口資金

対象：低所得世帯

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合(以下4つの使途目的に限る)の生活費等。

- ①医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要となるとき。
- ②給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要となるとき。
- ③火災等被災によって生活費が必要となるとき。
- ④その他これらと同様のやむを得ない事由によるとき。

ア、年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費
イ、会社からの解雇、休業等による収入減
ウ、滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払による支出増
エ、事故等により、損害を受けた場合による支出増(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
オ、社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

生活福祉資金貸付限度額と条件

＜平成19年7月2日現在＞

資金種類			貸付限度額	据置	償還	利子
更生資金	生業費	低所得世帯	2,800,000円以内	12カ月以内	7年以内	3%
		障害者世帯	4,600,000円以内	18カ月以内	9年以内	
	技能習得費	低所得世帯	1,100,000円以内	6カ月以内	8年以内	
		障害者世帯	1,300,000円以内			
福祉資金	福祉費		500,000円以内 (ただし、住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な場合は2,500,000円以内)	6カ月以内	3年以内 (住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅の譲り受けるのに必要な場合は、7年以内)	3%
	障害者等福祉用具購入費		1,200,000円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費		2,000,000円以内		10年以内	
	中国残留邦人等国民年金追納費		4,704,000円以内			
修学資金	修学費	高校	月額) 35,000円以内	卒業後 6カ月以内	15年以内 (ただし貸付額により段階的に確定)	無利子
		高等専門学校	月額) 60,000円以内			
		短期大学	月額) 60,000円以内			
		大学	月額) 65,000円以内			
	就学支度費		500,000円以内			
療養・介護資金			1,700,000円以内	6カ月以内	5年以内	無利子
災害援護資金			1,500,000円以内	12カ月以内	7年以内	3%
緊急小口資金			50,000円以内	2カ月以内	4カ月以内	3%
			100,000円以内		8カ月以内	

※ 高校には専修学校高等課程、短大には専修学校専門課程を含む

※ 療養資金については、特別の場合2,300,000円以内とする

※ 生活福祉資金の貸付額は千円とし、千円未満は切り捨てとする